

岩手県告示第 623 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成 20 年 8 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成 20 年 8 月 21 日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 有限会社神田工業
 - (2) 主たる営業所の所在地 北上市相去町下寒田清水 12 番地
 - (3) 代表者の氏名 松田カンナ
 - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般-15）第 10149 号
- 3 処分の内容 営業の一部の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 塗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
 - (2) 期間 平成 20 年 8 月 29 日から同年 9 月 12 日までの 15 日間
- 4 処分の原因となった事実

2 に掲げる者は、北上市発注の飯豊中学校屋内運動場屋根塗装改修工事において、高瀬塗装の者を主任技術者として配置し、当該工事を一括して高瀬塗装に請け負わせた。このことは、法第 22 条第 1 項に違反し、法第 28 条第 1 項第 4 号に該当するものと認められる。